

豚流行性下痢（PED）の防疫対策のポイント

本病の防疫対策は飼養衛生管理の徹底が基本です。

防疫対策を行うのは農家だけでなく、農場・と畜場等に出入りする全ての方（飼料業者、死亡獣畜取扱業者、運送業者、建設業者等）が行う必要があります。

【農場への病原体侵入防止対策】

豚導入時に導入豚を2～4週間、隔離・分離するよう工夫し、健康状態を観察しましょう。

農場への豚、人、車両、作業器具等の出入りを管理し、農場の出入口等での車両等の洗浄・消毒を徹底しましょう。

訪問者を受け入れる場合には、農場専用の履物と衣類を準備し、衛生管理区域に立ち入る際には着用させましょう。

畜産関係施設に出入りする作業員や車両の洗浄・消毒を徹底しましょう。

野生動物の侵入防止対策を徹底しましょう。

【農場間の伝播防止対策】

出荷豚に異状が見られた場合には当該豚の出荷を停止し、速やかに最寄りの家畜保健衛生所に通報しましょう。

家畜運搬車が複数の養豚農場へ立ち入ることは控えましょう。

食品残渣も含め、屋外に飼料等を放置せず、野鳥等の野生動物が接触できないようにしましょう。

系列農場間では、特に行き来するものの洗浄・消毒の徹底、可能な限り各農場専属の作業員とし、資機材や車両は専用化しましょう。

と畜場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場等の畜産関係施設については洗浄・消毒を徹底し、可能な限り荷下ろし作業等での農場間の交差がないようにしましょう。

発生農場からの出荷を受け入れると畜場については、洗浄・消毒の徹底、非発生農場と搬入経路・時間を区分するなど、可能な限り農場間の交差がないようにしましょう。

適切な排せつ物の処理（完熟、野生動物の接触回避、運搬や散布時の注意等）を行いましょう。

【農場内における拡大防止対策】

可能な場合、分娩舎と他の畜舎との衛生管理を分け、分娩舎へ病原体が侵入しないよう対策しましょう。

発病豚が確認された場合には、発病豚群を完全に隔離するよう工夫しましょう。

免疫付与の手法として糞便馴致は、絶対に避けましょう。

臨床症状が見られなくなっても、飼養衛生管理の徹底によるまん延防止対策及びワクチン接種による哺乳豚の発症阻止・軽減措置を継続しましょう

適切な排せつ物の処理（完熟、野生動物の接触回避、未完熟堆肥等が飼養豚に接触しないよう管理）を行いましょう。

【消毒について】

豚や排せつ物の運搬車両については、タイヤ周りだけでなく、荷台、運転席マット等を含め、車両全体を念入りに洗浄・消毒しましょう。

逆性石けん系、アルデヒド系等、有効な消毒薬を、対象物に応じ、適正な濃度、頻度で使用するとともに、消毒前には糞便等、有機物を除去しましょう。

【ワクチンについて】

本病ワクチンの性質（発症の阻止若しくは軽減、乳汁を介した子豚への免疫付与を目的とする母豚用ワクチン）を十分理解し、用法・用量を遵守して使用しましょう。

母豚が十分量の乳を分泌しているか、また、子豚が乳を十分に飲んでいるかを確認しましょう。

ワクチン効果を発揮するためには、良好な畜舎環境の維持と飼養衛生管理の徹底が前提となります。

飼養衛生管理基準に基づき毎日の飼養豚の観察を徹底し、異状が確認された場合には、最寄りの家畜保健衛生所に通報しましょう。